

佐川町議会業務継続計画
(議会 B C P)

令和 7 年 9 月
佐川町議会

佐川町議会業務継続計画（議会ＢＣＰ）

令和７年９月１１日策定

目 次

1. 業務継続計画（ＢＣＰ）の目的	2
2. 災害時の議会及び議員の行動指針	2
(1) 議会の役割	
(2) 議員の役割	
3. 災害時の町との連携・協力関係	2
4. 議会ＢＣＰの発動基準	3
5. 業務継続に係る体制及び活動基準	
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	3
①議会及び議員の体制	3
②議会事務局職員の体制	6
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	7
①行動形態.....	8
②行動基準.....	9
③議員の参集方法など.....	10
(3) 議会審議を継続するための環境整備	11
6. 情報収集	11
(1) 地域の災害情報の収集	
(2) 町災対本部と議会対策会議との情報共有体制の確立	
7. 議会ＢＣＰの発動の解除及び対策会議の解散	13
8. 議会ＢＣＰの見直し	13
9. その他の災害時の行動マニュアル	13
(1) 台風などにより町災対本部が設置され、避難所が開設された場合	
(2) 大規模な被害が発生した場合	
(3) 議会など開会時における町災対本部の設置に係る対応方針	
別紙様式 1 議員安否確認表.....	14
別紙様式 2 議員参集状況及び災害被害状況報告書.....	15
別紙参考 災害用伝言ダイヤル（171）のかけ方	16

1. 業務継続計画（BCP）の目的

大規模災害などの非常事態においても、二元代表制としての議決機関、住民代表機関としての議会は、迅速で正確な意思決定が必要となり、多様な住民ニーズに対応できる議会機能の維持を図る必要がある。南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害などの緊急事態が発生した際に、佐川町議会の迅速で適切な初動対応をはじめとした災害対応などについて必要な事項を定めることにより、議会機能の早期回復及び維持を図ることを目的とした佐川町議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2. 災害時の議会及び議員の行動指針

（１）議会の役割

議会は、行政の議決機関として、予算・条例など重要な事項の審議・意思決定するとともに、執行機関の事務執行状況を監視・評価し、町の重要な政策形成において住民の代表者として地域性や住民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っている。

議会は、地域で大規模な災害が発生した非常事態においても、議会活動を機能停止することなく、適正で公正な議会運営により、この議会機能を保持する必要性が求められている。そのためには、様々な事態を想定することにより、議会としての災害対応体制を整えなければならない。また、災害時の初動対応、復旧・復興時においても、住民の代表機関として大きな責務と主体的役割を担う必要がある。

（２）議員の役割

議員は、議会が議決機関としての基本的な機能を維持するために、その議会構成員としての役割を担うことが基本となる。

一方で、災害発生時には、議員も地域の一員として被災した住民の救援・救護などの初動対応や被害の復旧・復興のための対応活動など、非常事態に即応したそれぞれの役割を求められる。議員は、議決機関としての議会機能を維持し、非常時の役割を十分に認識すると同時に、地域の救援・救護活動などに従事する役割も担うものである。

3. 災害時の町との連携・協力関係

災害発生時には、災害対応活動に主体的に当たるのは佐川町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）をはじめとする執行機関であり、議会は、実際に主体的な役割を担うものではない。よって、議会は、議決機関としての役割が基本であり、その範囲内で様々な災害に対応することとなる。

特に災害時の初動期において、執行機関は、職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが想定され、議員の情報収集及び要請行動については、状況と必要性を見極め、執行機関の初動対応や応急対応への配慮が必要不可欠となる。

一方で、議会が自らの役割である行政監視牽制機能と議決機能を適正に行行使するためには、必要で正確な情報を迅速に早期収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可

欠である。そのため議会と執行機関は、それぞれの役割と責任を踏まえ災害情報の収集・共有を主体とする協力・連携体制を整え、一丸となって災害対応に全力で当たる必要がある。

4. 議会BCPの発動基準

議会BCPの対象とする災害の種別と発動基準は、次のとおりとする。

南海トラフ地震などの大規模災害発生により、町災対本部が設置され、町内、役場機能に甚大な被害が生じた場合とする。

災害種別	発動基準
地震	1. 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合
風水害 など	1. 町全域に大災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想され、町災対本部動員配備体制の第4配備（緊急非常体制）以上となった場合。
その他	1. 自然災害のほか、大規模火災などの事故、新興感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがある場合 2. その他、議長が必要と認めた場合

5. 業務継続に係る体制及び活動基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、議決機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。この初動体制を迅速かつ的確にとることが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。

また、この業務継続体制は、議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

①議会及び議員の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議長は、災害時において、議会機能を的確に維持するため、町災対本部が設置された後、状況に応じて**佐川町議会災害対策会議**（以下「**対策会議**」という。）の設置の可否を決定し、災害対応に当たるものとする。対策会議の構成は、議長、副議長、議会運営委員会委員で組織し、議会としての意思決定を行うにあたっての事前調整・協議の場としての役割を担い、概要は次のとおりとする。

※対策会議の設置基準は、議会BCPの発動後、議長が必要と認めた場合とする。

(対策会議)

役職	議長	副議長	議会運営委員会委員	
主な任務	対策会議の設置を決定し会議の事務を統括する。 町災対本部長と連携・協力し、状況把握にあたる。	議長を補佐し議長に事故あるときは、その職務を代理する。	議長の指示のもと、次の任務に当たる。 ・対策会議の運営に関すること。 ・議員の安否に関すること。 ・議員の参集に関すること。 ・災害情報の収集・公表に関すること。	
災害種別	設置・解散の時期	設置場所	議員の参集時間	会議運営
・地震 ・風水害など ・その他	町災対本部の設置後、状況に応じ議長が対策会議の設置の可否を決定し、議会BCPの発動の解除をもって対策会議を解散する。	役場本庁舎 3階委員会室 (状況に応じて、議長が指定した場所)	自身と家族の安全を確保し、議長などからの指示に従い、速やかに指示場所に参集する。	会議の進行は、議長が行う。 協議事項は、その都度、対策会議で決定する。

※本庁舎が使用できなくなった場合の対策会議の代替設置施設

1. 総合文化センター（水害時）
2. かわせみ（地震災害時）

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確認、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて、活動にあたるものとする。

消防団に所属している者は、消防団活動を優先とするものとする。

- I. 対策会議からの議員の参集指示があるまでは、地域の一員として住民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- II. 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の被災情報などを収集する。
- III. 対策会議からの議員の参集指示に速やかに対応できるよう、自身の安否及び居所又は連絡場所を議会事務局に報告し、連絡態勢を常時確保しておく。
- IV. 各地域における被災及び避難所などの状況について、必要に応じて対策会議へ報告する。

特に大規模災害時は、避難所が混乱することが見込まれるため、各地区の議員が避難所の運営補助を行い、連絡調整や避難者のケアに努める。

- V. 議会運営委員は、議長からの対策会議への招集があった場合は、上記にかかわらず対策会議の任務にあたる。

ウ 災害発生時期に応じた議員の行動基準

I. 災害が会議（本会議・委員会）中または役場内で発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、議会事務局職員に対し、議員及び傍聴者の避難誘導その他安全確保のための指示をする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。その後、家族の安否確認を行うとともに議長から今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

II. 災害が休会、閉会中または役場で発生した場合（議員が町内にいる状況）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救助・支援を行う。議会運営委員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域の支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

III. 災害が議員の町内不在時に発生した場合

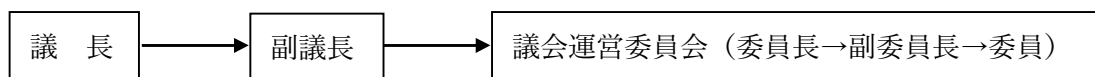
議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で家族の安否の確認を行う。

議会運営委員は、議会事務局に安否の報告を行うとともに、議長の指示により参集し対策会議の任務にあたる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに町内に戻り、自宅待機又は地域で一住民として支援活動や災害情報の収集に当たるものとする。

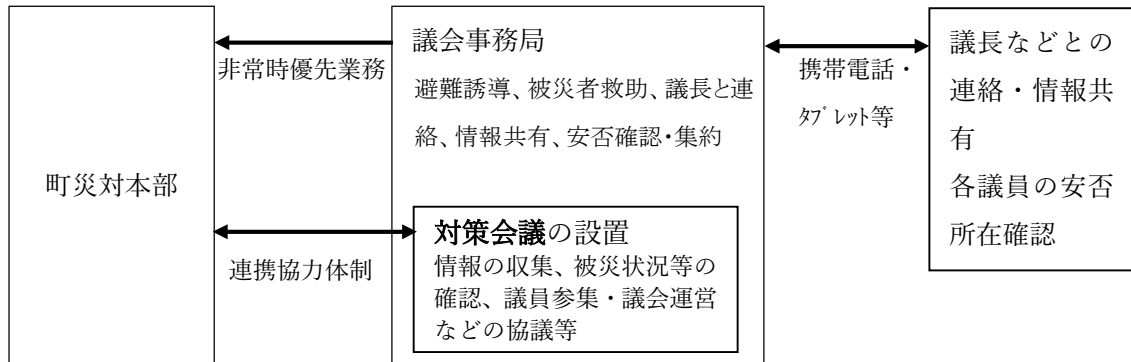
エ 対策会議などの指揮命令系統

対策会議においては、議長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。なお、対策会議の第一次招集は、議長とし、第二次招集は副議長、第三次招集は議会運営委員とする。

【議長不在時の代理者】



【災害時の議会・議会事務局の流れ】



②議会事務局職員の体制

町において、町災対本部が設置された場合には、議会事務局職員は配備基準に従い、町災害対策本部に参集するとともに通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「(非常時優先業務)」という。）に当たるものとする。

ア 災害発生時期に応じた議会事務局職員の行動基準

I. 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身の安全確保と家族の安否確認を行い、町災対本部の非常時優先業務にあたる。

本会議又は委員会など開催中

本会議又は委員会開催中は、議長又は委員長の指示により、来庁者・傍聴者及び議員の避難誘導、被災者の救助にあたり、その後、速やかに議員の安否確認を行う。安否確認は、議員安否確認表（別紙様式1）を活用するなど迅速に行う。

休会又は閉会中

休会又は閉会中は、来庁議員がいる場合は安否確認、避難誘導を行い、町災対本部の非常時優先業務を行うとともに、全議員の安否確認を行う。

II. 災害が勤務時間外又は役場で発生した場合

議会事務局職員は、速やかに自身と家族の安全・安否確認を行い、安全を確保するとともに、住居の被害状況を確認し、その後、災害時の配備基準に従い、速やかに指定された場所へ参集し非常時優先業務にあたる。

【議会事務局職員の発災直後の対応】

- 来庁者の安全確保、避難誘導、被災者の人命救助
- 議員および職員の安否確認、集約
- 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認

イ 議員への安否確認方法

Ⅰ. 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員のタブレット端末に一斉送信、または議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

Ⅱ. 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

議会事務局職員の携帯電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。

これらの手段で連絡が取れない場合は、災害用伝言ダイヤル 171等を活用し、安否を確認する。

ウ 議員の安否確認事項

議員安否確認表（別紙様式 1）に基づき次の内容を確認する。

Ⅰ. 議員とその家族の安否状況

Ⅱ. 議員の所在地

Ⅲ. 議員の居宅の被害状況

Ⅳ. 議員の参集の可否と参集が可能な時期

Ⅴ. 議員の連絡方法、連絡先（家族などの連絡先）

Ⅵ. 地域の被災状況

Ⅶ. その他

（２）行動時期に応じた活動内容の整理

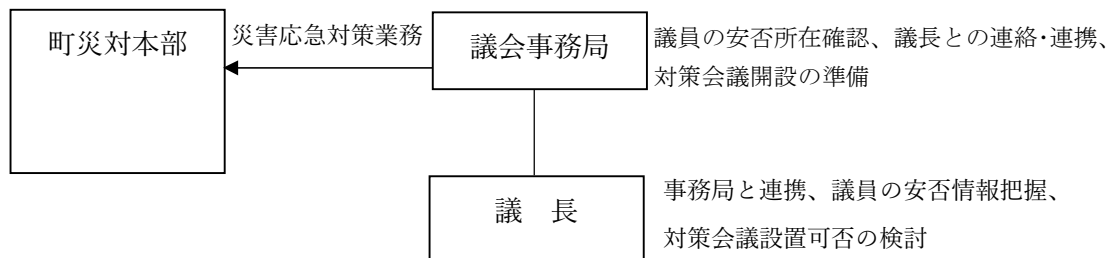
災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（第 1～第 5 フェーズ）に応じた行動形態や行動基準を定めることは必要不可欠であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理する。

なお、平常時に移行する段階では、災害の程度に応じて執行機関によって復興計画の策定が考えられるが、当該計画においては、より議会の責任を明確にするなどの検討が必要である。

①行動形態

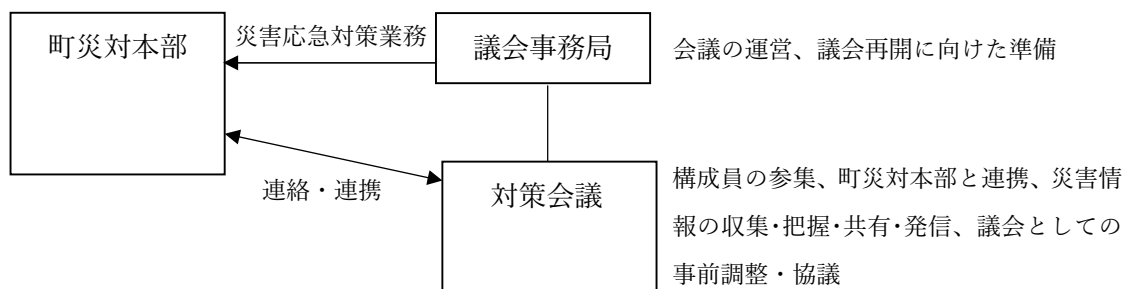
(災害が休日・夜間に発生した場合)

第1～第3フェーズ（発災直後～3日）事務局職員の参集、安否確認の実施、情報の収集



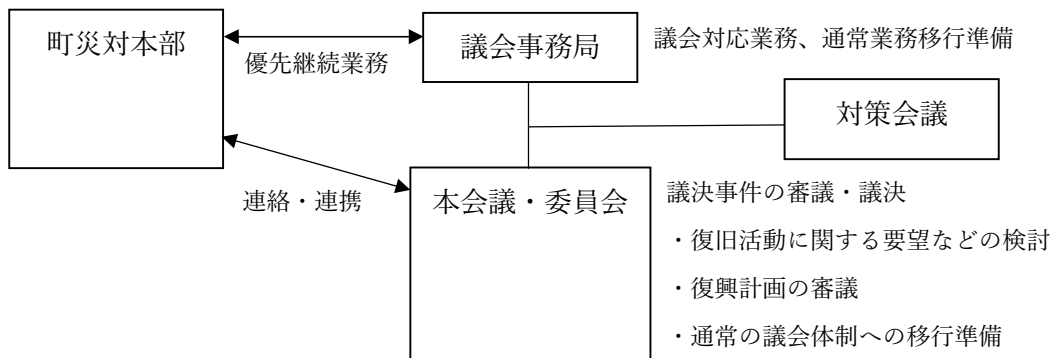
※議員は、議長からの参集の指示があるまでは、地域の応急活動や避難所などの活動に協力する。

第4フェーズ（4日～2週間以内）対策会議の設置、災害情報の収集・把握、共有、発信



※議長、副議長、議会運営委員は、対策会議からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

第5フェーズ 1か月～ 議会機能の早期復旧



※議員は、対策会議からの参集の指示があれば、速やかに参集し、議員活動に専念する。

発災後 3か月～ 常時の議会組織体制へ移行（災害対策予算などを議会として審議）

②行動基準

(災害が休日・夜間に発生した地震の場合)

時期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議員・議会の行動
第1フェーズ 発生直後～ 6時間	・自身と家族の安全確保 ・災害情報の確認 ・町災対本部へ参集 ・議会事務局の被災状況の確認 ・職員の安否確認・集約		・自身と家族の安全確保 ・事務局に安否報告
第2フェーズ ～24時間	・議員の安否確認・集約 ・議長との連絡連携 ・議場、委員会室の被災状況の確認 ・災害関係情報の収集	・事務局との連絡連携	・周辺地域の被災情報の収集確認 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力
第3フェーズ ～72時間	・対策会議の開設準備 ・議員安否情報および災害関連情報を議長と共有	・議長は、事務局と連携し議員の安否などの情報整理のうえ、対策会議の開設の判断	・対策会議からの指示があるまでは地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・災害関係情報の収集
第4フェーズ ～4日～ 2週間	・対策会議の開設・運営 ・災害関係情報の収集・整理・集約 ・議会再開に向けた準備	・町災対本部との連携・情報共有 ・議会運営の再開準備(場所、議案など調整・協議) ・災害初動対応の進捗状況の確認 ・災害関係情報の収集・整理・発信	・対策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
第5フェーズ 1か月～	・優先継続業務 ・対策会議の運営 ・通常業務に移行	・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・本会議、委員会の開催準備 ・復旧体制などの確認	・対策会議からの指示により議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制への移行

③議員の参集方法など

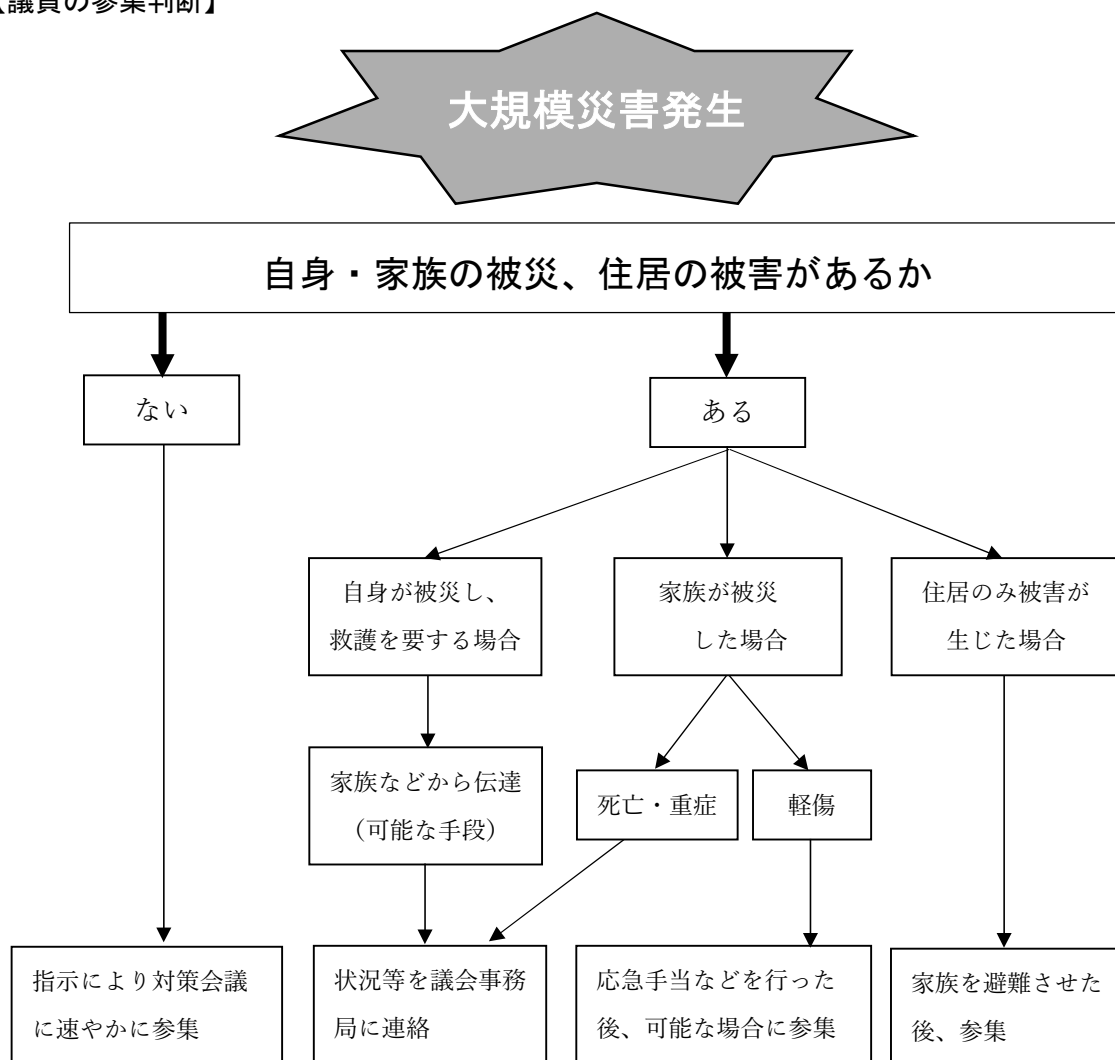
議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を議会事務局に報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

【議員参集基準】

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携行品
地震・ 風水害・ その他	・道路状況などを踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通手段にて参集 （徒歩、自転車、バイクなど）	・本庁舎が被災していない場合 ⇒役場 本庁舎 ・本庁舎が被災した場合 ⇒総合文化センター（水害時） ⇒かわせみ（地震災害時）	・ヘルメット着用を基本に、自身の安全を確保できる服、靴など ・冬季は防寒対策を行う	・携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど （議員個人用の緊急持出し袋を用意することが望ましい）

※参集途上において、人命等にかかわる一刻を争う事態に遭遇した場合は、付近住民と協力して被災者の救護・救命活動を優先するとともに、その旨、議会事務局に報告する。
また、参集に支障にない可能な範囲で被害状況等の災害情報を収集し報告する。

【議員の参集判断】



※参集の時期、場所などは、対策会議からの指示により行う。

（３）議会審議を継続するための環境整備

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会機能を維持するためには、議会運営を継続できるよう必要となる資源の現状と課題を踏まえ、事前に必須の資源確保に向けた環境の整備が必要である。

本庁舎が使用できなくなることも視野に入れ、代替施設の確保をあらかじめ検討することも必要である。

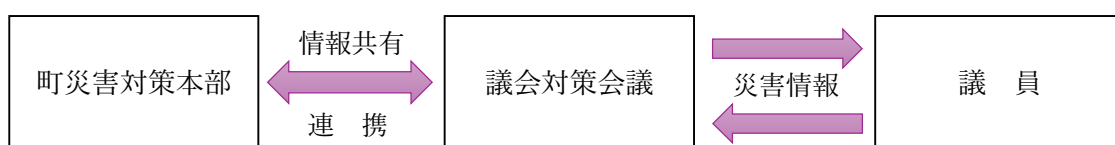
6. 情報収集

議会として継続性のある適正な審議、判断、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を迅速で的確に把握することが前提となる。災害情報は、佐川町地域防災計画に基づき町

災対本部に集積されることから、当該本部などを通して情報を得ることが効率的で現実的である。

一方、より地域の実情に詳しい議員が収集した、地域の詳細な災害情報を報告することで、執行機関側の災害情報を補完することになる。これらのことから、災害情報を的確に把握し、迅速に災害対応に当たるためには、執行機関と議会との綿密な情報共有が必要である。

そのために、町災対本部と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立することが重要である。



(1) 地域の災害情報の収集

議員は、町が把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や住民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や住民の意向の収拾、把握に努めるものとする。

議員が収集する情報は、町が把握しきれない被害情報を補完するなど、非常に有益である。一方、その情報の混乱と錯綜によって、結果的に町の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ議員が収集した情報を対策会議に集積し、整理しておくことが重要である。

また、住民への災害情報のフィードバックや議員間での情報の共有化を図るため、情報の収集・発信などについて必要な情報を精査するなど、情報管理の仕組みを構築することが必要である。

(2) 町災対本部と対策会議との情報共有体制の確立

町災対本部が収集する災害情報と対策会議の議員が収集した被災情報を相互に共有し、災害被害状況を効率的・効果的に整理・分析することにより、迅速で精度の高い被災情報の把握につながると考えられる。このことは、被災された住民への素早く的確な救護・救援活動に対応できることにつながる。こうしたことから、町災対本部と対策会議との災害に係る情報共有体制を築くことは大変重要である。

なお、人命に関わるような特に緊急を要する場合以外は、議員個人から町災対本部への直接の伝達を行わないこととする。これは、町職員が応急対策業務に専念できるよう配慮したものであり、議員個人から町災対本部への直接の情報提供や問い合わせ、要請などは行わないことを原則とするものである。

7. 議会BCPの発動の解除及び対策会議の解散

議長は、議会の機能が十分に回復し、平常の議会運営に移行したと判断するときは、議会BCPの発動を解除する。

また、議会BCPの発動の解除をもって、対策会議を解散する。

8. 議会BCPの見直し

議会BCPの見直しは、議会運営委員会を中心に行うものとする。

9. その他の災害時の行動マニュアル

上記、BCP発動要件に該当しない災害時の対応は、以下のとおりとする。

- (1) 台風などにより町災対本部が設置され、避難所が開設された場合、対策会議は開設しないが、各議員は地域住民と連携し、各地区の避難所運営等に積極的に協力する。
その場合、各議員は十分に安全に考慮し、ヘルメットの着用を原則とする。

(2) 大規模な被害が発生した場合

議長は、必要に応じて臨時の「議会運営委員会」を招集し、議会日程その他対応などを検討する。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、電話等にて議会事務局に自身とその家族の安否状況や所在地、居宅の被害状況、参集の可否と参集が可能な時期、連絡先（家族などの連絡先）などを報告する。

地域の被災状況を把握した場合は、速やかに議会事務局に報告するものとする。

(3) 議会など開会時における町災対本部の設置に係る対応方針

議会開会時の緊急措置は、別に定める。

(別紙様式 1)

議員安否確認表

確認日時	月日	月 日 ()	議員氏名	
	時間	時 分		
確認者名			議員住所	佐川町

安否確認	議員本人	被災	有 ⇒ 重症 軽傷 その他 ()	
			無	
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ()	
			無	
所在地	町内	⇒ 自宅 ・ 自宅外 ()		
	町外	⇒ 場所 ()		
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊・半壊・一部倒壊・床上浸水・床下浸水・その他 ()		
		無		
参集の可否	可・否	参集可能な時期 () 頃	利用できる通信手段 有 () ・ 無 通信状況 ()	
連絡先				
被災状況 地域の				
その他				

(別紙様式 2) 議員参集状況及び災害被害状況報告書

報告者 (議員)			
交通手段	徒歩・自転車・バイク	所要時間	
出発した 場所・時刻	.	到着した 場所・時刻	.

被害発生場所 (目標物など具体的に)	覚知時刻	被害の状況、詳細

※対策会議への参集途上において周囲の被害状況を調査し、後の応急対策・復旧活動に活用する。参集後、直ちに「対策会議」に提出する。

※調査事項の内容は、①人的被害状況 ②家屋等の物的被害状況 ③火災等の発生状況
④避難状況 ⑤道路・橋梁・ライフライン（電気・水道・電話等）について記入する。

(別紙 参考)

災害用伝言ダイヤル（171）のかけ方

災害発生時（震度6弱以上の地震など）には各社の災害用伝言ダイヤル（名称は提供会社により異なる）のサービスが稼働します。

事前契約などは一切不要。家族や友人などが被災した場合の安否の確認や連絡などに活用できます。

被災地の方などの加入電話・ISDN・ひかり電話番号および携帯電話等の電話番号などが登録できます。

固定電話からのかけ方

伝言の録音方法

1 7 1

ガイダンスが流れます

1

ガイダンスが流れます

被災地の方は自宅の電話番号を、
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を

(X X X) X X X - X X X X

市外局番を入れてください

ガイダンスが流れます

伝言を入れる(30秒)

伝言の再生方法

1 7 1

ガイダンスが流れます

2

ガイダンスが流れます

被災地の方は自宅の電話番号を、
被災地以外の方は被災地の方の電話番号を

(X X X) X X X - X X X X

市外局番を入れてください

ガイダンスが流れます

伝言を聞く